

新庄市公告第20号

新庄市次期グループウェア導入事業業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年4月11日

新庄市長 山科 朝則



1. 業務概要

- (1) 業務名 新庄市次期グループウェア導入業務委託
- (2) 業務内容 別紙「新庄市次期グループウェア導入業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 ① 導入業務委託 契約締結日から令和6年11月30日まで  
② 保守業務委託 令和6年12月1日から令和11年11月30日まで  
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (4) 提案上限額 8,193,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- (5) 選定の方法 公募型プロポーザル方式
- (6) 担当部署 新庄市総合政策課 システム統計係  
〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号  
電話番号：0233-22-2118 FAX：0233-22-0989  
E-mail：system@city.shinjo.yamagata.jp

2. 参加申込者の資格要件等

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年度新庄市競争入札参加資格名簿に登録された者であること。
- (3) 参加申込み時点において、新庄市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 新庄市暴力団排除条例(平成23年12月新庄市条例第22号)に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。なお、協力事業者等がいる場合は、その者についても同様とする。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

### 3. 実施日程

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| (1) プロポーザル実施公告      | 令和6年4月11日（木）    |
| (2) 参加申込書兼誓約書等の提出期限 | 令和6年4月24日（水）    |
| (3) 質問書の提出期限        | 令和6年4月24日（水）    |
| (4) 参加資格確認結果の通知     | 令和6年4月26日（金）    |
| (5) 質問書への回答期限       | 令和6年4月26日（金）    |
| (6) 辞退届の提出期限        | 令和6年5月10日（金）    |
| (7) 企画提案書等の提出期限     | 令和6年5月10日（金）    |
| (8) 書類審査結果通知        | 令和6年5月15日（水）    |
| (9) プレゼンテーション等審査    | 令和6年5月23日（木） 予定 |
| (10) 審査結果通知         | 令和6年5月28日（火） 予定 |

### 4. 審査・選定

#### (1) プロポーザル審査委員会

契約候補者を選定するための審査は、新庄市次期グループウェア導入業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）が行う。

#### (2) 選定方法

参加資格確認結果通知書において参加資格を有することを認められた者に書類審査とプレゼンテーション等審査を実施する。書類審査とプレゼンテーション等審査の評価点を合計し、最も評価点が高い者を契約候補者として選定する。

##### ① 書類審査

提出された企画提案書等による審査を行い、上位3者程度を選定する。

##### ② プレゼンテーション等審査

書類審査を通過した者について、プレゼンテーション及びデモンストレーションによる審査を行う。

### 5. その他留意事項

詳細については、別に定める「新庄市次期グループウェア導入業務委託公募型プロポーザル実施要領」によるものとする。